

令和8年度
閱 覧 設 計 書

工 事 名	徳之島空港整備工事(電気R8-1工区)
工 事 箇 所	徳之島空港 大島郡天城町浅間地内
工 期	令和9年3月25日限り

【 閱 覧 設 計 書 内 訳 】

内 訳	添付の有無
特記仕様書	○
図面	○
設計内訳(金抜) ※	○
工事費内訳書	○

※は参考資料である。

◎本閲覧における問合せについては担当課までお願いします。

担 当 課	港湾空港課 空港係
-------	-----------

【留意事項】

従来の「閲覧設計図」の名称を廃止し、「実施設計図」を閲覧設計書に添付しています。

○鹿児島県 土木部

照合確認	電子閲覧
------	------



鹿児島県 土木部 港湾空港課

特記仕様書

工 事 名：徳之島空港整備工事（電気R8-1工区）

工 事 場 所：徳之島空港 大島郡天城町浅間地内

第1条 準拠図書

本工事は本特記仕様書、契約書、設計図書によることとし、特に定めのない事項については、以下の最新版によるものとする。

- (1) 航空灯火・電気施設工事共通仕様書
- (2) 飛行場灯火・電気施設整備計画要領
- (3) 飛行場灯火設置要領
- (4) 電気設備技術基準
- (5) 航空灯火用特殊機器仕様書
- (6) 工事関係書類の様式の統一化
- (7) 空港土木工事共通仕様書
- (8) 土木工事共通仕様書
- (9) 土木工事施工管理基準
- (10) 土木請負工事必携
- (11) その他関係法令規則等

なお、これらに記載されていない事項で疑義が生じた場合は、監督職員と協議し、かつその指示に従うこと。

第2条 施工条件明示

次の施工条件明示によるものとする

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
基本 事 項	契約工期	・ 契約工期は、令和 9 年 3 月 25 日限りとする。	共通仕様書 11-7-1-17	11-74	○
		・ 翌年度への繰越予定あり。繰越承認後は 2 4 0 日間に延長予定			○
	余裕期間	・ 余裕期間設定契制度の対象工事	共通仕様書 11-7-1-26	11-77	—
		〇〇日、〇月〇日まで			—
	週休 2 日（試行）	・ 「週休 2 日」 試行工事	共通仕様書 11-7-2-8	11-81	—
	概算数量発注	・ 概算数量発注方式により積算・工期設定	共通仕様書 11-7-1-14	11-73	—
		設計金額 2,500 万円未満 標準工期 + 15 日付与			—
		設計金額 2,500 万円以上 標準工期 + 30 日付与			—
	契約保証金	・ 契約の保証は、当初請負金額が 500 万円を超える場合、請負金額の 10 分 1 以上の金銭的保証を要す。	契約書 第 4 条	—	○
	前払金	・ 前払金を 40% の範囲内で支払うことができる。	契約書 第 35 条	—	○
		・ 本工事（ゼロ県債）事業については、令和〇年 4 月〇〇日以降に請求することができる。			○
	部分払い	・ 部分払いの請求は 2 回以内で、前金払がある場合でも 2 回とする。ただし、中間前払金があるときは、部分払いは行わない。	契約書 第 38 条	—	○
		・ 部分払いの請求は 2 回以内で、前金払がある場合でも 2 回とする。ただし、中間前払金があるときは、部分払いは行わない。			○
	請負代金内訳書及び工事費構成書	・ 請負金額 1 億円以上かつ工期が 6 ヶ月を超える工事	共通仕様書 3-1-1-1	3-1	○
	品質証明	・ 予定価格 1 億円以上で対象工事	共通仕様書 3-1-1-6	3-5	○
	監理技術者等の途中交代	・ 技術者の途中交代	土木請負工事必携		○
	監理技術者等の専任を要しない期間	・ 請負金額 4,500 万円以上の工事	土木請負工事必携		○
	監理技術者等の兼務	・ 請負金額 1 億円未満（建築工事 2 億円未満） など	土木請負工事必携		—
					—
	現場代理人常駐	・ 現場代理人の常駐を要しない場合の明確化	共通仕様書 11-7-1-5	11-70	○
	現場代理人兼任（試行）	・ 現場代理人の兼任に関する運用の試行 兼任可能 3 件、それぞれの工事請負金額 45,000 千円未満など	土木請負工事必携		○
	法定外の労災保険付与	・ 「土木工事標準積算基準書」を適用する全ての工事	共通仕様書 1-1-1-42	1-31	○
	中間検査	・ 本工事は、中間検査を実施する工事（当初設計金額 3,000 万円以上）	共通仕様書 3-1-1-8 11-7-1-15	3-5 11-72	—
		・ 本工事は、中間検査を実施しない工事（浚渫、寄洲除去など） （令和 6 年 7 月 24 日通知 参照）			○
	施工体制台帳 施工体系図	・ 施工体制台帳及び施工体系図等の取り扱い	共通仕様書 1-1-1-10 11-7-1-7,8	1-8 11-70	○
	熱中症対策	・ 熱中症対策に資する現場管理費の補正対象工事	共通仕様書 11-7-1-11	11-71	—
	時間的制約を受ける工事	・ 時間的制約を受ける公共土木工事の積算	共通仕様書 11-7-1-13	11-72	○
		① 工事全体で制約			—
		② 現道上の工種で制約			—
		③ 積算しない			—

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
	施工箇所所在	・ 施工箇所が点在する工事の積算方法	共通仕様書 11-7-1-20	11-75	—
		「〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区」			
		一般管理費等の算出率は「〇〇地区」で設定			
	現場環境改善 （イメージアップ）	・ 現場環境改善の適用工事	共通仕様書 11-7-1-16	11-72	—
	CCUS	・ 建設キャリアアップシステム活用工事	共通仕様書 11-7-1-9	11-71	—
	地域外労働者確保 （地域外経費）	・ 労働者確保に要する間接費の設計変更の運用マニュアル 離島の工事	共通仕様書 11-7-1-27	11-78	—
		・ 離島における地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について （1）三島村（全域）、十島村（全域）、獅子島、口永良部島、 加計呂麻島、与路島、請島の工事	特記事項	—	—
		・ 離島における地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について （2）上記（1）以外の離島の工事	特記事項	—	—
	国土調査の基準点	・ 国土調査の基準点等測量標識等の保全	共通仕様書 11-7-2-1	11-79	—
	電子納品	・ 電子納品ガイドライン対象工事	共通仕様書 11-7-1-1	11-69	○
	県産資材の優先使用	・ 県産資材の優先使用	共通仕様書 11-7-1-5	11-69	○
	下請工事管内優先活用	・ 下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用	共通仕様書 11-7-1-6	11-70	○
	快適トイレ	・ 建設現場における「快適トイレ」設置試行対象工事	共通仕様書 11-7-1-10	11-71	—
	三者技術調整会	・ 本工事は、三者技術調整会を開催する工事	共通仕様書 11-7-1-19	11-74	—
		・ 本工事は、三者技術調整会を開催を予定していない工事			○
	危機事象時緊急連絡先	・ 土木工事等において危機事象が発生した場合の対応 所 属 名： 土木部港湾空港課空港係 緊急連絡先： 099-286-3664	特記事項	—	○
	不当介入	・ 不当介入を受けた場合の措置	共通仕様書 11-7-1-2,3	11-69	○
	環境改善 （工事編）	・ 「環境改善実施要領（工事編）」により、工事現場の環境改善に取り組まなければならない。	共通仕様書 1-1-1-45	11-31	○
工 程 関 係	河川区域制約	・ 令和〇年〇月〇日までは、出水期であるため着手できない。	特記事項	—	—
	占用物件など	・ 令和〇年〇月〇日までに、N T T電柱移設が完了予定である。	特記事項	—	—
	部分引き渡し	・ 令和〇年〇月〇日に〇〇〇〇部分を引渡しを行う。	特記事項	—	—
	作業不能日数	・ 本工事の工期は、波浪等により作業不能日数を〇〇日見込む。	特記事項	—	—
	他工区との調整		特記事項	—	—

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容				出典	頁	該当項目
用地関係	補償物件	・一部の用地については、現在移転中であり、令和〇年〇〇月までに移転完了予定である。				特記事項	－	－
	工作物	・No.〇〇～No.〇〇までの区間は、農作物の収穫が終わる令和〇年〇月〇日頃まで着工してはならない。				特記事項	－	－
	仮設ヤード	・本工事における〇〇の製作に当たっては、仮設ヤードとして下記を考慮。諸条件により難しい場合は、別途協議する。 (1) 場 所： (2) 期 間： (3) 復旧条件：				特記事項	－	－
公害関係	公害防止	・本工事の仮締切りの鋼矢板の施工については、油圧式高周波型パイプロハンマによる打込み、電動式パイプロハンマによる引抜きを計画している。なお、現地の状況（土質、地質、周辺環境等）により、これによりがたい場合は、別途監督職員と協議するものとする。				特記事項	－	－
	水替・流入防止対策	・本工事における〇〇工については、〇〇による水替を〇〇日間（常時）を計画しているが、これによりが難しい場合は、別途協議する。				特記事項	－	－
工事関係	ＩＣＴ活用工事	・発注者指定型（土工）10,000m3以上				試行要領	－	－
		・受注者希望型（土工）						－
		・受注者希望型（作業土工（床掘））						－
		・受注者希望型（土工（1,000m3未満））						－
		・受注者希望型（小規模土工）						－
		・受注者希望型（法面工）						－
		・受注者希望型（舗装工）						－
		・受注者希望型（舗装工（修繕工））						－
		・受注者希望型（付帯構造物設置工）						－
		・受注者希望型（地盤改良工）						－
		・受注者希望型（河川浚渫工）						－
		・受注者希望型（構造物工（橋台・橋脚））						－
		・受注者希望型（構造物工（橋梁上部））						－
		・受注者希望型（基礎工）						－
		・受注者希望型（擁壁工）						－
		・受注者希望型（コンクリート堰堤工）						－
	コンクリート工	・コンクリートは、JISA5308に規定するレディーミクストコンクリートとし、品質については、下記のとおりとする。				特記事項	－	－
		呼び強度	スランプ	空気量	粗骨材最大粒径			
		使用工種	水セメント比	セメントの種類	その他			
	スランプ	・鉄筋コンクリート構造物等のスランプ値について				共通仕様書 11-7-2-9	11-81	－
シラスコンクリート2次製品	・シラスコンクリート間知ブロック、・シラスコンクリート大型積ブロック、・シラスコンクリート歩車道境界ブロック（B型）、・シラスコンクリート落蓋U型溝及び蓋版（縦断用）、・シラスコンクリート落蓋U型溝（横断用）、・シラスブロック（平板型）・（地域自然石型）、・かぶせ蓋式U型側溝及び蓋版（道路用・水路用）				共通仕様書 11-7-2-6	11-80	－	

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
	交通誘導警備員	・現道工事等における交通誘導警備員の資格要件の条件明示	共通仕様書 11-7-1-18	11-74	—
	工事用道路関係	・盛土材の運搬経路は、土取場⇒主要県道 ○○○線⇒市道○○線⇒現場とし、他の経路は通行してはならない。	特記事項	—	—
		・○道○○号は、○○市との協議の結果、○○ t 以上の工事車両は通行してはならない。	特記事項	—	—
		・本工事施工に伴う工事用車両進入路のうち、粉じん防止のため1日○○回程度の散水を行うとともに、路面維持に努めること。	特記事項	—	—
	仮設道路関係	・仮設道路については、別添資料のとおり、幅員W= m、延長L= mで計画している。これにより難しい場合は、別途協議するものとする。	特記事項	—	—
	工事標示施設	・通常看板「道路工事現場における表示施設等の設置基準」	特記事項	—	○
		・「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」追加看板			—
	仮設備関係	・本工事の施工のために必要な迂回路に仮設する仮橋の構造は、別添図面とおりとし、存置期間は、令和○○年○○月○○日とする。	共通仕様書 11-7-1-25	11-77	—
		・本工事で設置した足場は、引き続き発注される○○工事（令和3年○月発注予定）及び○○○工事（令和3年○月発注予定）に使用する予定があるので、工事完了後も存置するものとする。			—
	ヤンバルトサカヤスデ	・ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について (対象市町村については鹿児島県ホームページにて最新版を確認のこと。)	共通仕様書 11-7-2-3	11-79	○
	過積載防止	・建設工事における過積載防止の徹底について	共通仕様書 11-7-2-2	11-79	○ ○
建設副産物	クレーン類の賃料	・ラフテレーンクレーン、トラッククレーン及びクローラクレーン4.9 t 吊の賃料は、公共事業設計単価表の日標準賃料で積算しているが、賃貸期間がラフテレーンクレーン、トラッククレーンの合計で24日未満となる場合、クローラクレーン4.9 t 吊で20日未満となる場合は、通常賃料での積算として設計変更の対象とする。	特記事項	—	—
	遠隔臨場（試行）	・公共工事等における遠隔臨場の試行工事	共通仕様書 11-7-1-14	11-72	—
	鳥インフルエンザ	・高病原性鳥インフルエンザ対策の徹底について	共通仕様書 11-7-2-7	11-81	○
	建設発生土の処理	建設発生土は、下記の場所に搬出すること。 受 入 れ 場 所： ○○市○○町○○地内 処 分 場 名： ○○○○○○処分場 運 搬 距 離： 0 k m そ の 他：	共通仕様書 11-7-1-22	11-76	—

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容			出典	頁	該当項目	
建設リサイクル法	建設リサイクル法	工程	作業内容	分別解体等の方法（※）		共通仕様書 11-7-1-21	11-75	－
	①分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		鹿児島県 における 再生資材 活用工事 実施要領 （土木） の運用	－	
		②土工	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用				
		③基礎工事	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用				
		④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用				
		⑤本体付属物	本体付属物の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用				
	※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は、記載の必要はない。	特定建設資材廃棄物の種類		施設の名称	所在地			
	②再資源化等をする施設の名称及び所在地							
	再生資源の利用	資材名		規 格	備 考 （使用箇所）	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	－
		再生加熱アスファルト混合物		A s 量 ▲%密粒再生				
		再生切込砕石（かごしま認定リサイクル製品）		RC-40(30)				
建設発生土の利用	・〇〇に使用する土は〇〇工事の建設発生土を利用するものとする。				共通仕様書 11-7-1-22	11-76	－	
建設副産物の搬出	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	○	
①指定副産物	ナゲット処置	有限会社 大沢建設	大島郡徳之島町井之川607	L=20.5km				
	金属くず	有限会社 大沢建設	大島郡徳之島町井之川607	L=20.5km				
②一般廃棄物								
建設汚泥の再生利用	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	－	
①処理概要								
	②「建設汚泥処理土の品質区分基準」	品質区分基準	指標等		試験回数	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	
	品質基準	コーン指数						
生活環境保全上の基準	土壌環境基準（環境基本法） 特定有害物質の含有量基準（土壌汚染対策法）							

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容				出典	頁	該当項目			
	建設汚泥の搬出 ①施設の名称及び所在地	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	—			
					共通仕様書 11-7-1-24			11-77	—		
									共通仕様書 11-7-1-23	11-76	—
	②受入時間	〇〇処分場：〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分 エコパークかごしま：〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分									共通仕様書 11-7-1-24
	③その他 仮置き等必要条件					共通仕様書 11-7-1-24	11-77	—			
	舗装切断作業時に発生する排水の処理	舗装切断作業時に発生する排水の処理について						共通仕様書 11-7-1-24	11-77	—	
	根株、伐採木等の利用 発生工事	保管場所：〇〇市〇〇町〇〇地内				共通仕様書 11-7-1-23	11-76	—			
	利用工事	・ 〇〇市〇〇町〇〇地内に保管している、根株・伐採木を法面工の基盤材として、発注者から引き受けることとする。						共通仕様書 11-7-1-23	11-76	—	
	その他	関係機関との協議	・ 本工事は、空港施設内での工事であることから、航空機の運航に支障を来さないよう、徳之島空港管理事務所と十分に協議・調整し、施工を行うこと。 徳之島空港管理事務所：０９９７－８５－２２３８				共通仕様書 1-1-1-37 11-7-2-5	1-28 11-80	○		
		施工体制点業務への協力	・ 本工事の施工体制点検業務を委託している「施工体制調査員」が工事現場に点検を実施する。				共通仕様書 11-7-2-4	11-80	—		
路上工事の縮減		・ 路上工事縮減に関する行動計画				特記事項	—	—			
①お盆								—			
②年末年始								—			
		③交通への影響が大きい期間（祭り、イベント等）				特記事項	—	—			
漁協権者との調整		・ 工事着手前に、内水面漁業権者と工法、施工時期、水質汚濁防止の方法等について協議し、河川工事の理解と協力を得ること。						特記事項	—	—	
工事現場発生品		・ 在来施設の撤去により生じた現場発生品は、当該工事に使用するものとし、残量については、下記の場所まで運搬のうえ引渡すものとする。				共通仕様書 1-1-1-18	1-12	—			
	現場発生品名		引渡場所		共通仕様書 1-1-1-17			1-11	—		
									共通仕様書 1-1-1-17	1-11	—
支給材料及び貸与品	・ 本工事における支給品は、下記のとおりとする。				共通仕様書 1-1-1-17	1-11	—				
	支給品名	規格	数量・単位	支給場所			共通仕様書 1-1-1-17	1-11	—		
									共通仕様書 1-1-1-17	1-11	—
部分使用	・ 本工事については、工事引き渡し前に工事請負契約書第34条により下記について部分使用する場合がある。その際は、受注者の承諾を得るものとする。 （１）部分使用範囲：別添図のとおり （２）目的： （３）部分使用期間：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日				契約書 第34条	—	—				
							契約書 第34条	—	—		
									契約書 第34条	—	—

第3条 その他

(総則)

- 1 この工事の契約数量は、設計図書及び数量総括表のとおりとする。この数量に変更を生じた場合は、発注者及び受注者協議の上、契約変更の対象とする。

ただし、出来形等に係る設計値は図面のとおりとする。

(予算繰越に係る事項)

- 2 この工事の当初契約工期は令和9年3月25日に設定しているが、予算繰越の手続きを行う予定であり、承認された場合は240日間に工期延長を行う見込みである。

(出来形確認)

- 3 受注者が工事の完成を通知するまでの間において、現場代理人又は主任技術者等の立会いのもと、最終出来形確認を実施するものとする。

(長期休暇期間の連絡体制等)

- 4 工事の期間が年末年始、長期連休期間、盆休み、その他長期休暇中に係る場合は、事前にその期間の管理体制、緊急連絡体制について記した書類を提出すること。

また、警報発令等の悪天候後は、現場巡回を行い、結果を連絡すること。

(作業時間帯について)

- 5 本工事に係る作業時間帯は、徳之島空港の運用時間（空港管理事務所パトロール含む）を除いた20:00～7:00としている。なお、積算上は、22:00～7:00の8時間（うち休憩1時間）としており、労務単価については、その時間帯で夜間割増補正をしている。

(他業者との協力及び他施設への障害)

- 6 本工事の期間中に他の工事等が同時施工される場合、監督職員の指示に従い関係受注業者と十分協議のうえ、互いに工事の進行に支障の無いように施工すること。

(工事の範囲)

- 7 本工事の範囲は、契約書、本特記仕様書、添付図面並びに現場説明事項に基づくほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 工事に必要な情報の収集、調査
- (2) 工事に必要な機材の調達、検査、輸送、据付及び試運転調整
- (3) 工事に必要な手続き・届出
- (4) 工事対象施設全般の検査及び試運転調整
- (5) その他監督職員の指示する事項

(提出図書)

8 受注者は、次の各号に掲げる図書を、監督職員に提出するものとする。

- (1) 施工計画書
- (2) 承諾図
- (3) 諸手続図書
- (4) 完成図書
- (5) 取扱説明書
- (6) その他、監督職員が必要とする書類

2. 前項の承諾図は、次の各号について記載するものとし、監督職員の承諾を受けるものとする。

- (1) 機器製作仕様書
- (2) 主要機器外形図（正面図、側面図、実装図等）
- (3) 予備品および付属品一覧表
- (4) 据付要領および取扱い説明
- (5) その他監督職員が必要と認める関連図書および資料

3. 完成図書は、本設備の維持管理および操作に必要な次の各号について記載するものとする。

- (1) 前第2項の(1)～(5)号までの図書
- (2) 機器回路図
- (3) 試験成績書
- (4) 取扱説明書（装置等の構造機能説明、操作説明、点検項目、点検周期、点検方法、故障時の対応等を記載したもの）

4. 前第2項の図書で承諾後、監督職員が変更を必要とする場合は、その理由を明示して指示するものとし、受注者が変更を必要とする場合は、その理由を明示して監督職員の承諾を再度得るものとする。

5. 協議事項及び打合せ事項は、全て記録整理の上その都度2部提出して監督職員の確認を受けるものとする。

(使用機器および材料)

9 本工事に使用する機器および材料は、航空局の指定したものに限る。ただし、指定の範囲以外の材料については、承諾図によるものとする。

また、本工事に使用する特殊機器は、必要に応じ製作工場にて監督職員の検査立会いを行う。

(工事電力等)

10 工事用電力および水道等の施設ならびに電気、水道等の料金は、全て受注者の負担とする。

(他施設への障害)

11 本工事施工にあたり、建造物およびその他諸施設に損傷を与えた場合には、監督職員の指示に従い受注者の責任において速やかに原形に復旧すること。

(保安に関する事項)

- 1 2 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成29年3月）及び建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施行企画課長通達 平成17年3月）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

(配管・配線)

- 1 3 配管および配線は設計図面等によるが、設計図面等に記載なき配管及び配線等が、機能および技術上必要と判断される場合は、速やかに監督職員と協議のうえ充足すること。
2. 電線管内での電線の接続は行ってはならない。
3. 工事範囲内のマンホール・ハンドホール内の滞留水は、請負者の責任において排水すること。

(段階確認)

- 1 4 本工事の段階確認は次のとおり行う。

段階確認予定

内 容	時 期	場 所
1.主要材料現場搬入時	材料搬入時点	現場又はリモート

(試験)

- 1 5 各種試験調整は、監督職員立会のうえ行わなければならない。ただし、監督職員が立会できない場合は、その結果および状況写真等を提出すること。
2. 製作工場において行う製品検査は、「航空灯火用特殊機器仕様書－第2編第3章 試験方法」によること。
3. 点灯試験は回路別に行い、灯火管制盤より手動で各点灯モードを操作し、空港内の各回路の点灯状態を確認する。

(厳守事項)

- 1 6 この特記仕様書に詳細な明示がない場合でも、本工事の目的に鑑み当然具備すべき事項については、受注者の負担により充足するものとする。
- また、この特記仕様書に疑義を生じた場合、あるいは、不明な事項がある場合は、監督職員および受注者双方において協議のうえこれを定めるものとし、一方的な解釈によってはない。

(工事期間の注意点)

- 1 7 工事期間中は空港の運用に支障のないように、特に灯火の減滅等については監督員及び空港管理事務所電気職員と十分な協議を行ったうえで、細心の注意を払うこと。
- また、不点時のノートム発行については、空港管理事務所職員と協議すること。

（その他の事項）

18 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は、工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

（仕様等）

19 詳細な機器仕様等は、次のとおりとする。

1. 滑走路灯火

機器構成表を以下に示す。

品目	構成	規格	単位	数量	本工事
滑走路灯 （地上型）	本体 その他	項目1に基づいたもの 補用品は除く	灯	63	○
滑走路灯 （埋込型）	本体 その他	項目1に基づいたもの 補用品は除く	灯	3	○
滑走路末端灯 （地上型）	本体 その他	項目1に基づいたもの 補用品は除く	灯	4	○
滑走路末端灯 （埋込型）	本体 その他	項目1に基づいたもの 補用品は除く	灯	30	○
過走帯灯	本体 その他	項目1に基づいたもの 補用品は除く	灯	10	○
モールド変圧器	本体 その他	項目1に基づいたもの 補用品は除く	台	140	○

2. 風向灯

機器構成表を以下に示す。

品目	構成	規格	単位	数量	本工事
風向灯	本体 その他	項目 1 に基づいたもの 補用品は除く	基	1	○

3. エプロン灯

機器構成表を以下に示す。

品目	構成	規格	単位	数量	本工事
エプロン照明灯	本体 その他	項目 1 に基づいたもの 補用品は除く	灯	6	○

(既設設備の廃棄処分)

20 以下に示す機器処分を行うこと。

品目	構成	規格	因数	廃棄	処理内容
滑走路灯 (地上型)	本体	EHB-35	63	●	廃棄処分
	その他	ボルト・ナットなど	1	●	〃
滑走路灯 (埋込型)	本体	FHB-6	3	●	〃
	その他	ボルト・ナットなど	1	●	〃
滑走路末端灯 (地上型)	本体	EHB-34	4	●	〃
	その他	ボルト・ナットなど	1	●	〃
滑走路末端灯 (埋込型)	本体	FHB-3/4	30	●	〃
	その他	ボルト・ナットなど	1	●	〃
過走帯灯	本体	H-10	10	●	〃
	その他	ボルト・ナットなど	1	●	〃
風向灯	本体	1 型	1	●	〃
	その他	ボルト・ナットなど	1	●	〃
モールド変圧器	本体	LT-100、200、300	140	●	〃
	その他	ボルト・ナットなど	1	●	〃
エプロン照明灯	本体	M-400、J-1000	18	●	〃
	その他	ボルト・ナットなど	1	●	〃

(試験調整)

- 2 1 機器据付及び配線接続が完了した後、機器毎に単体試験調整を行うこと。
単体試験調整後、総合試験を行うこと。
なお、総合試験については、灯火監視操作卓より実施するものとする。